

謹啓 仲秋の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、和歌山県並びに和歌山労働局が推進する施策に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、少子高齢化が急速に進行するなど、社会を支える労働力が大幅に減少することが懸念される中、高年齢者、障がい者を含め、あらゆる人が就業意欲や能力を発揮でき、生きがいを感じることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた就業促進の取組みが必要とされています。こうした中、行政・労使で構成される「和歌山働き方改革会議」を開催し、会議の提言を踏まえ「和歌山働き方改革宣言」として、事業主の皆様にご配慮をお願いしているところです。

なお、高年齢者雇用につきましては、少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、平成 25 年 4 月から施行されています。

また、障がい者雇用につきましては、平成 30 年 4 月から民間企業における障がい者に係る法定雇用率が現行の 2.0%から 2.2%に引き上げになります(地方公共団体等は 2.3%から 2.5%に引き上げ)。よって、障がい者を雇用する義務の対象となる事業主の範囲が、現行の従業員数 50 人以上から 45.5 人以上に広がります。更に、平成 33 年 4 月までには、0.1%引き上げとなります。

和歌山県におきましては、2 月を就活強化月間とする再就職の新たな仕組みを創設し、高齢者の雇用・就業活動を支援するとともに、シルバー人材センターの活用促進を行うなど高年齢者雇用施策を推進しています。また、障がい者を対象とした職業訓練を実施し、県内 7 か所に設置された障害者就業・生活支援センターにおいては、就業だけでなく生活面も含めた一体的な支援を行うとともに、職場実習を行うインターンシップを通じ、障がい者が職場に適応して働くための支援を行っているところです。

ハローワークの窓口におきましては、多くの高年齢者や障がい者の方々が相談に訪れ、熱心に求職活動を行っておられます。このため、職業相談窓口でのきめ細やかな相談・職業紹介、面接会の実施等により高年齢者、障がい者の方々の就職促進等を積極的に推進しているところです。

今後も、和歌山県、和歌山労働局が一体となり各施策を推進してまいりますので、事業主の皆様におかれましては、なお一層のご理解をいただき、一人でも多くの高年齢者や障がい者の方々に雇用の場を確保いただきますよう、格別のご協力をお願い申し上げます。

敬 白

平成 29 年 10 月 1 日

事 業 主 各 位

和歌山県知事
和歌山労働局長

仁坂 吉伸
松淵 厚樹